

離島振興の基本的方針

1 本県離島地域の概況

鹿児島県は、南北約600kmにわたる温帯から亜熱帯までの広大な県域に、28の法指定有人離島を有しており、うち離島振興法に基づく離島振興対策実施地域となる離島が20島、奄美群島振興開発特別措置法が適用される離島が8島です。

本県の離島は、火山あるいは隆起によって生じたもので、外海・内海離島、小型大型離島、群島型離島とその形態は多様です。

また、本県は、離島面積（2,489km²）、離島人口（171,652人）及び市町村数が全国第1位、有人離島数が長崎、沖縄、愛媛県に次いで全国第4位となっており、全国有数の離島県といえます。

表1 鹿児島県離島の全国の離島に占める位置

| 区分 | 鹿児島県離島(A) | | | 全国離島(B) | A/B(%) | 全国順位 | 時点 |
|----------------------|-----------|----------|----------|----------|--------|------|----------|
| | 一般離島 | 奄美 | 計 | | | | |
| 有人離島数 | 20 | 8 | 28 | 305 | 9.2 | 4位 | H24.4.1 |
| 市町村数 | 10 | 12 | 22 | 110 | 20.0 | 1位 | H24.4.1 |
| 面積(km ²) | 1,253.30 | 1,231.24 | 2,484.54 | 7,568.91 | 32.8 | 1位 | H17.10.1 |
| 人口(人) | 52,879 | 118,773 | 171,652 | 636,094 | 27.0 | 1位 | H22国調 |

※ 離島振興対策実施地域を有する都道府県は、25都道府県

※ 一般離島：離島振興法の適用される離島

※ 奄美：奄美群島振興開発特別措置法の適用される離島

※ 全国離島：離島関係特別法の適用される離島（一般離島、奄美、小笠原、沖縄（本土を除く））

2 離島地域の現状と課題

平成24年6月に成立した新たな離島振興法では、離島地域の国家的国民的役割や離島の置かれた現状等がより明確にされたほか、目的規定に交流や定住の促進が明記され、離島振興の基本理念やそのほかの施策を総合的・積極的に講ずる責務を国が有する旨が明示され、さらに多岐にわたるソフト施策等の配慮規定や新たな主務大臣に係る規定等が追加されるとともに、国が定める離島振興基本方針には以下のように5つの「離島振興の方向」が示されています。

- ① 基本的な方向（自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進）
- ② 離島地域の創意工夫を生かした主体的な取組
- ③ 多様な主体による地域づくり
- ④ 圏域の考慮
- ⑤ その他の配慮事項

(1) 人口

本県離島の人口は、長期的に減少傾向が続いています。昭和30年と平成22年の人口の推移をみると、全国の人口は約4割増加しているのに対し、本県離島は5割以上も減少しており、県全体の人口推移と比べても著しい人口減少となっています。

また、高齢化率は32.0%で、全国の23.0%と比べても極めて高くなって

おり、離島地域は全国に約15年先行して高齢化が進んでいます。

表2 離島地域と本土との比較（人口推移）

（単位：千人，％）

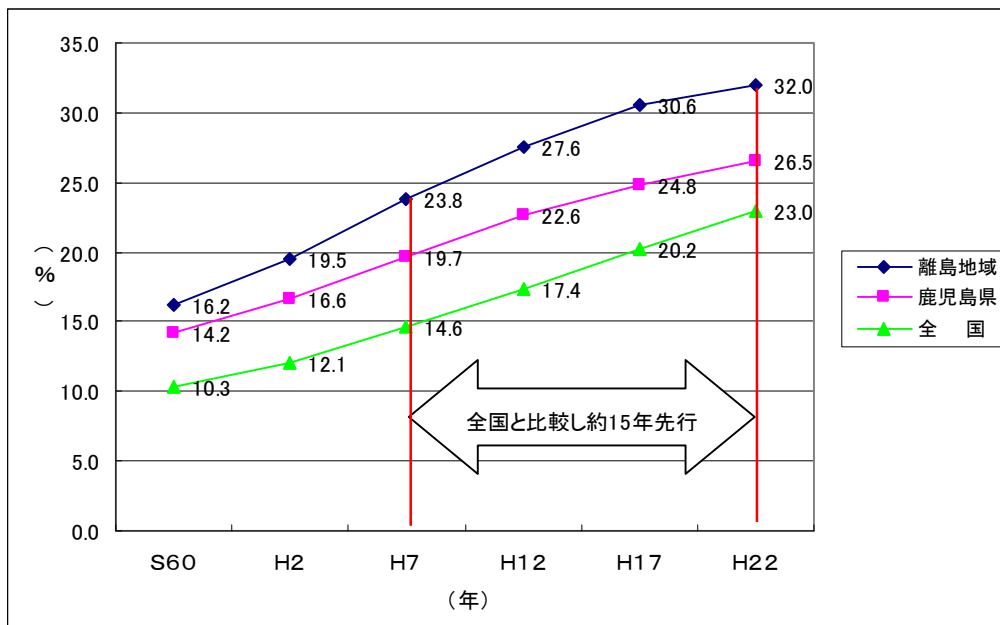
| 区 分 | S30 | H17 | H22 | | |
|------|--------|---------|---------|-------------|-------------|
| | 実数 | 実数 | 実数 | 対H17 増減率 | 対S30 増減率 |
| 離島地域 | 117 | 56 | 53 | ▲ 5.8 | ▲ 54.9 |
| 鹿児島県 | 2,044 | 1,753 | 1,706 | ▲ 2.7 | ▲ 16.5 |
| 全 国 | 89,276 | 127,768 | 128,057 | 0.2 | 43.4 |

※ 国勢調査による人口

※ 千人未満の数値を反映しているため、計算が合わない場合がある。

※ S30離島地域人口には、現在は離島振興対策実施地域の指定解除となっている伊唐島・諸浦島・長島の人口を除外している。

表3 離島地域と本土との比較（高齢化率の推移）



(2) 産業

離島地域の就業者の産業別構成は、全国と比較すると、第1次産業の占める割合が多く、とりわけ農業の占める割合が極めて高くなっています。

表4 離島地域と本土との比較（産業分類別就業者数）

（単位：千人，％）

| 区 分 | 本県離島地域 | | 鹿児島県 | | 全国 | |
|-------|--------|-------|------|-------|--------|-------|
| | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| 第1次産業 | 7 | 25.5 | 78 | 10.0 | 2,381 | 4.0 |
| 農業 | 6 | 21.5 | 70 | 9.0 | 2,136 | 3.6 |
| 林業 | 0 | 0.6 | 2 | 0.3 | 69 | 0.1 |
| 水産業 | 1 | 3.4 | 6 | 0.8 | 177 | 0.3 |
| 第2次産業 | 4 | 13.4 | 146 | 18.8 | 14,123 | 23.7 |
| 第3次産業 | 16 | 60.6 | 522 | 67.2 | 39,646 | 66.5 |
| 分類不能 | 0 | 0.4 | 30 | 3.9 | 3,460 | 5.8 |
| 合 計 | 27 | 100.0 | 777 | 100.0 | 59,611 | 100.0 |

※ 市町村調べ，H22国勢調査

※ 小数点以下（千人未満）を反映しているため，計算が合わない場合がある。

(3) 物価

離島地域の物価を本土と比較すると，全体的に県本土地域より高くなっています。

表5 離島地域と本土との比較（消費者物価地域差指数）

鹿児島地域＝100

| 区 分 | 総 合 | 石油製品 | 日用品 | 穀類 | 生鮮食品 | 加工食品 | 飲 料 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 離島地域 | 122.0 | 116.9 | 125.5 | 115.0 | 119.4 | 146.1 | 150.0 |
| 県本土地域 | 105.9 | 99.8 | 121.4 | 104.8 | 105.4 | 109.1 | 107.3 |
| 県平均 | 107.9 | 101.8 | 121.9 | 106.0 | 107.1 | 113.5 | 112.5 |

※ H23年度 県消費者行政推進室調べ

※ 離島地域は，熊毛・奄美地域を指す

(4) 一人当たりの所得

離島地域の人口一人当たりの所得については，県全体との比較では253千円程度，全国との比較では706千円程度，それぞれ低くなっています。

表6 離島地域と本土との比較（一人当たりの所得）

（単位：千円，％）

| 区 分 | 人口一人当たりの所得 | |
|------|------------|-------|
| | 実額(千円) | 水準 |
| 離島地域 | 1,954 | 88.5 |
| 鹿児島県 | 2,207 | 100.0 |
| 全 国 | 2,660 | 120.5 |

※ H21市町村民所得推計

※ 一部離島(獅子島, 桂島, 甌島, 新島)は除く

※ 水準は鹿児島県を100とした場合の数値

(5) 総括

本県の離島地域は、そのほとんどが外海にあり、台風常襲地帯に位置するなど厳しい自然条件下にあり、人口減少や高齢化の進行等による地域社会の活力の低下、産業経済の停滞、生活基盤整備など本土との諸格差の問題に加え、生活物資が島外から輸送されるため、その輸送経費が価格に加算されることに伴う物価高騰など、経済面でも、不利な条件下にあります。

一方、離島地域は、スローライフやスローフードへの関心が高まるなかで、豊かな自然や独特の伝統・文化などの特性を生かし、個性ある地域として大きく発展する可能性を有しています。

また、離島地域は、排他的経済水域等の保全など国家的役割を有するとともに、豊かな自然や癒しの特性などを通じて国民生活の充実に貢献しており、そうした国家的・国民的役割が、今後とも適切に図られるよう地域の振興を図っていく必要があります。

3 離島地域の振興方針

本計画の目標を達成するために、以下のような振興の方針のもと、本県離島における振興施策を積極的かつ総合的に推進します。

(1) 各分野別の基本的な振興方針

■ 交通体系の整備

地域産業の活性化や住民生活の利便性の向上はもとより、国内外からの観光客誘致等による交流人口の拡大や定住の促進を図るため、安全で利用しやすい港湾・空港等の整備や島内交通網の維持・充実とともに、航路・航空路の維持・改善に努めます。

■ 情報通信体系の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、地域の特性や実情に適した情報通信基盤の整備促進を図り、住民のニーズに応じた情報通信サービスの提供を促進します。

■ 人の往来と物資の流通に要する費用の低廉化

割高な水準になっている離島航路・航空路の運賃や、物資の輸送に費用が多くかかるという状況は、地域間格差の是正や定住促進を図る上で障害となっていることから、運賃や物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

■ 産業の振興

離島地域の基幹産業である農林水産業については、各種生産基盤の整備、新規就業者や後継者の育成・確保、生産技術の向上・普及などにより、温暖な気候を生かした野菜、花き、果樹等の園芸作物、肉用牛等の畜産の生産性向上や高品質化、地域特産の魚介類のブランド化や資源管理型漁業の推進、森林の適正な整備や特用林産物の生産振興を促進し、経営の安定化と所得の向上を図ります。

また、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進するとともに、離島地域の特性を生かした新規作物の導入や特産品開発などの高付加価値化、効率的な流通体制の整備や流通に要する費用の低廉化などを促進します。

■ 就業の促進

交通ネットワークの充実、若者が地元に着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

■ 生活環境の整備

地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに、安全で安定した水の供給や公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図り、快適で美しい環境づくりに努めます。

また、少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、UIターン者など、誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を図ります。

■ 医療の確保等

診療所などの診療機能の充実・強化、保健医療機関相互の連携強化、医療従事者の安定的確保、救急患者搬送の円滑化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを受受できるような保健医療供給体制の整備・充実を図ります。

また、妊婦が島外で必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

■ 介護サービスの確保等

高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。また、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら支援の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進します。

■ 高齢者の福祉その他の福祉の増進

高齢者が住み慣れた家庭や地域のなかで地域の連帯意識に支えられながら充実した生涯を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいきりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。

また、障害者の社会参加や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

■ 教育及び文化の振興

学校規模に応じた教育内容の改善・充実を図り、情報化・国際化社会に柔軟に対応できる青少年の育成を図るとともに、地域内に高校がない生徒の就学機会の確保に努めます。

また、生涯学習の推進体制の充実や学習機会の拡充により、いつでも自由に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特色ある伝統芸能の保存・伝承や文化活動を促進します。

■ 観光の開発

本県離島地域の有する多様で優れた自然や多彩な歴史・文化など、特色ある観光資源を生かした個性ある観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。

■ 国内及び国外の地域との交流の促進

農林水産業と連携した滞在交流型観光の促進、マラソン大会などの参加型イベントの開催、出身者等のネットワーク化などにより、国内外の人々との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とU I ターン、二地域居住等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

■ 自然環境の保全及び再生

自然環境や生物多様性の保全に努めながら、国・市町村・民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

■ エネルギー対策の推進

災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギー等の利活用に関する普及啓発や調査研究を促進します。

また、石油製品価格の低廉化に向けた取組を行います。

■ 国土保全施設等の整備その他の防災対策

台風、水害、地震災害その他の災害や火災等から生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

■ 移住・定住施策の促進

地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。

また、移住者の多様なくらしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

(2) 各地域別の基本的な振興方針

本県には、離島振興対策実施地域が7地域あり、それぞれの地域によって、地理的・社会的条件が大きく異なります。

このため、市町村計画案をもとに、それぞれの地域や島の特性に応じた基本的な振興方針を設定し、各地域の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、離島における定住の促進を目指します。

■ 長島地域

県本土及び天草地域等と結ぶ定期航路の維持・改善に努め、港湾・漁港や林道など島内交通網の整備を進めます。

日本一を誇る養殖ブリなどの水産業の振興を柱として、温暖な気候を生かした不知火（デコポン）、紅甘夏などの柑橘類とばれいしょの生産等による農業の振興を図ります。

子どもや高齢者をはじめ、地域住民が安心して島で生活できるよう、保健医療体制の充実、学校における教育内容の改善、自然を生かした住環境の整備を進めます。

また、雲仙天草国立公園に指定されている優れた自然景観や、貴重な化石が発掘される地質などの資源を活用した観光振興を図るとともに、不知火海に面する天草・水俣地域との県際交流の促進などにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

■ 桂島地域

周辺海域が好漁場であり消費市場を近くに控えているという有利性を生かしたチリメンジャコ漁などの沿岸漁業の振興を図ります。

出水市本土から近距離にあることから、一体化した生活圏を形成し、地域住民が安心して生活できるよう環境整備を進めるとともに、恵まれた自然環境とのふれあいや釣りなどの体験型観光を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

■ 甑島地域

県本土と結ぶ定期航路の維持・改善、港湾・漁港や道路網などの交通体系の整備、情報通信環境の整備を進めます。

豊かな海洋資源を生かしたキビナゴやタカエビなど水産物のブランド化や畜養殖水産の振興、農水産業の6次産業化などによる産業振興や沿岸部の優れた景観や豊かで美しい海域などを生かした滞在交流型観光の促進を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健医療体制や防災体制を充実するとともに、UIターンの受入や地域づくり団体等への支援を進め、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

■ 新島地域

人口減少は続いていますが、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図ります。

併せて、本地域は霧島錦江湾国立公園に指定され、特色ある地形・地質を有していることから、ジオパークの取組を進めるなかで、地域の活用も検討します。

■ 種子島地域

県本土等と結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路などの島内交通網、情報通信基盤の整備を進めます。

基幹産業である農業では、さとうきびやさつまいもと野菜、畜産等の複合経営が展開されており、品質向上や生産性向上とともに、後継者の育成を図ります。水産業では、トコブシ稚貝の放流や魚礁の設置等による水産資源の増大や生産・加工・流通・販売の充実を図ります。

また、「種子島宇宙センター」を有するという特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、サーフィン等の海洋性レクリエーションや黒糖づくりなどの滞在交流型観光の促進、スポーツ合宿の誘致などにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図

り、定住促進を目指します。

■ 屋久島地域

県本土等と結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路などの島内交通網、情報通信基盤の整備を進めます。

農業では、ぽんかん、たんかん等の高品質果実生産によるブランド産地づくり、ばれいしょ、実えんどうの産地拡大、特産品開発や販売促進を図ります。水産業では、首折れサバ・トビウオ等のブランド化や水産資源の持続的な利用体制の確立、新規就業者の確保を図ります。

また、恵まれた自然環境の保全と活用を図る観点でのエコツーリズムの推進等により、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

そのほか、県温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の先進的な地域になるよう地球温暖化対策を積極的に推進します。

■ 南西諸島地域

県本土及び奄美大島を結ぶ定期航路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路などの島内交通網の整備、情報通信基盤の高度化を進めます。

地域の基幹産業である畜産の振興を主体に、びわやサンセベリアに加え、柑橘類など新規作物の導入による農業振興を図るとともに、トビウオなどの特産魚を利用した付加価値の高い特産品の開発や安定的な出荷に向けた鮮度保持施設の整備を促進し、生産性の高い水産業の振興を図ります。

また、地域の特性に応じたスポーツイベントの開催や豊かな自然環境を生かした滞在交流型観光の促進、UIターン者受け入れのための積極的な支援策等により交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

4 計画実現の方策

(1) 国との連携による施策の効果的な展開

改正離島振興法においては、国は必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施する責務を有することが明記されました。

県としては、地方財源の充実強化や離島振興関係予算などに加え、離島地域の実情に即した適切な施策や制度の確立などに関する主張や提言を行い、国の積極的な支援・協力を要請するとともに、個別の施策・事業については毎年度の予算編成を通じて適切に対応し、離島振興施策の効果的な展開を図ります。

特に、離島の中でも特に自然条件等の厳しい小規模離島等に対しては、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

なお、改正離島振興法においては、離島特別区域制度の創設について総合的に検討することとされていることから、その動向を注視しながら、県の対応を検討することとしています。

(2) 市町村との連携

過疎化や少子高齢化が進行する離島においては、地域住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の果たす役割はますます重要になっています。

本計画には、国による各種支援制度も活用しながら、県が中心となって広域的に取り組む必要のあるものや市町村が主体となって取り組むべきものが含まれています。

こうした計画の実現を図るため、県と市町村、あるいは各離島地域の役割分担の明確化と相互の連携を図り、自主的かつ主体的な判断と責任の下、各種施策・事業の展開を推進します。

(3) 多様な主体との連携・協働

本計画の実現のためには、行政だけではなく、地域住民やNPO、企業など多様な主体による積極的な取組が必要です。

このため、こうした多様な主体を地域づくりの担い手として位置付け、行政と連携した、幅広い協働による取組を行います。

また、多様な主体による地域づくりを有効なものとするために、離島地域を支援する中間的な支援団体組織（プラットフォーム）が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進します。

(4) 離島活性化交付金等事業計画の作成と離島振興計画のフォローアップ

本計画に基づく事業又は事務のうち、地域の活性化に資する事業を実施するための「離島活性化交付金等事業計画」を作成します。

また、本計画の効果的な実施を図るため、定期的実施状況のフォローアップを行い、その結果を公表します。

5 離島振興対策実施地域位置図

